

令和5年度予算編成要領

I 我が国の経済状況

最近の我が国経済は、内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、景気は、緩やかに持ち直している。設備投資および生産は持ち直しの動きがみられるほか、企業収益は一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善しており、雇用情勢は持ち直している一方で、消費者物価は上昇しているとされている。

景気の先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

II 国・県の動向

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2022において、国内外の情勢を踏まえ、景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていく必要があるとした上で、令和5年度予算は、当該方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとしているが、各省庁の概算要求においては、金額を明示せず、事業の項目だけを示す事項要求が目立ち、予算の規模や財源について不透明な状況にある。

次に、県においては、世界的な社会構造の変化の中、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け、「健康しが」実現のため、社会の変化や課題に適切に対応する施策構築、「新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等への対応」、「財政健全化の推進」、「業務見直しの推進～新たな仕事にチャレンジするために～」を令和5年度の当初予算編成方針としている。財政の健全化については、選択と集中の一層の徹底を図り、最少の経費で最大の効果が挙がるよう必要な見直しを不断に行うことで、限られた人材や財源の中でも持続可能な財政運営を確保するとされたところであり、令和5年度の事業

補助金に係る対象の変更等の可能性もあるため、常に県の動向を注視し、情報収集しておく必要がある。

Ⅲ 本市の財政状況

令和3年度決算における歳入面では、その根幹である市税のうち個人市民税は、前年度と比べ、営業等の事業所得が減少するなどしたため△2.2%、額にして約1億3,747万円の減となり、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上の落ちた中小企業・小規模事業者の固定資産税を軽減する措置が取られた影響等により△0.7%、額にして約5,425万円の減、都市計画税は△0.7%、額にして約884万円の減となったが、法人市民税は新型コロナウイルス感染症による影響からの持ち直しと、市内主要法人のうち、半導体関連の製造業の企業業績が大幅に改善したことにより、21.5%、額にして約2億4,861万円の増となり、市税全体では、0.7%、額にして約1億1,538万円の増収となった。

一方、歳出面では、義務的経費である扶助費は前年度と比べ25.0%の増となったほか、人件費、公債費についても増となったことから、義務的経費全体では、14.5%の増、額にして約32億4,540万円の増となった。また、投資的経費については、全体として23.0%の減、額にして約22億7,343万円の減となり、令和3年度決算収支は、歳入歳出差引額から翌年度繰越額を差し引いた実質収支額は約22億5,234万円となったところである。また、財政健全化判断比率である4つの指標はいずれも早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれているものの、過去の大型事業に係る市債元金の償還や、彦根愛知犬上広域行政組合が実施する(仮称)新ごみ処理施設建設事業への負担金などの財政負担が確定しており、将来悪化することがすでに見込まれ、予断を許さない状態である。

このような状況に追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナへの軍事侵攻などによる原油価格・物価高騰の影響を受け、税収の見通しが不透明である上、物件費を中心に歳出の予算執行額が増加傾向にあることから、従来から実施している行政サービスを維持するにも財源

の確保が厳しい状況にある。

IV 令和5年度予算編成に向けて

令和5年度の予算編成については、まず、歳入面では、歳入の根幹をなす市税について、現時点では、世界的な物価上昇による家計や企業への影響、需要の減退、供給面での影響が懸念されることから、令和4年度当初予算と比較して同程度を見込んでいるが、税収は新型コロナウイルス感染症の影響、経済の動向および国の政策に左右されることから、予算編成過程において注意深くその見積りを行わねばならない。

また、8月末に、総務省所管の概算要求が公表されたところであるが、地方交付税の総額は、自治体に配る「出口ベース」で前年度予算比0.8%増と見積もられたほか、財源不足を補う臨時財政対策債は導入以降で最少に抑制されるとの見通しが示された一方で、地方の財源不足約2兆4,000億円を補う交付税の法定率引き上げについては、事項要求となっていることから楽観視はできない状況にある。

加えて、本市では自主財源の確保に力点を置き、インバウンド等を含めた観光事業面での歳入に期待をしていたところではあるが、新型コロナウイルス感染症の収束見込みがつかない状態では、安定的な財源の確保は難しく、その見積りに当たっては精査が必要である。

一方、歳出面では、扶助費、人件費については削減することが難しいほか、公債費にいたっては過去の大型事業に係る元金償還が始まり、今後増加の一途をたどることから、義務的経費全体では増加するものと見込んでいる。

加えて、施設等の維持管理経費をはじめとしたいわゆる経常的経費についても、原油価格・物価高騰の影響を受け、増加することが予想されることから、これを見越し、最低限必要不可欠な費用を見積もる必要がある。

さらに、投資的事業では、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会会場の周辺整備や、施設等長寿命化のための修繕工事など、計画的に実施進めていかなければならない事業のほか、彦根愛知犬上広域行政組合が実施する(仮称)新ごみ処理施設建設事業への負担金および同施設周辺整備事業などの投資的事

業に取り組んでいかねばならない状況であるが、過去の大型事業の実施に伴いすでに多額の市債を発行していることから、過度な市債発行は避ける必要があり、基金に頼らざるを得ず、厳しい財政運営とならざるを得ない。

令和5年度当初予算の見積りに当たっては、現下の本市の財政状況等を十分認識し、限られた財源の中で、大きく変化した社会情勢に対応するために前例踏襲という固定観念から脱却し、経常経費や施設の維持経費等を確保した上で、職員自らが主体的に各種事業の優先度を考え、部(局)内および部(局)間での調整や議論を経た上で、下記のとおり諸施策・諸事業を見積もられるよう格段の努力を図られたい。

記

1 全般的事項

(1) 社会経済情勢の推移および国の地方財政措置の動向について、常に注視しながら財源の見通しを立て、「新たな生活様式」に資する行政需要を十分検討し、年間予算を編成するものとするが、限られた一般財源額のなかで、市民サービスへの影響を最小限に抑えつつ、かつ、令和元年11月に策定した彦根市行政改革大綱第5次で掲げられた基本的な考え方にに基づき、引き続き財政の健全化に取り組むとともに、各施策の展開を図るものとする。

また、その展開に当たっては、彦根市総合計画基本計画を基にした、

「だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支え合うまち」

「子ども・若者が自分らしく輝き、学び躍動するまち」

「歴史・文化を生かし、にぎわいと特色ある産業が育つまち」

「豊かな自然と共生し、安全・安心で快適なまち」

「政策推進のための取組」

の、5つの分野を政策の方向性とする。

令和5年度の重点項目は、令和4年10月14日付けで通知した予算編成方針のとおり、持続可能なまちづくりのため、「市民の生命・財産を守る施策」、
「人口増加に結び付く施策」、令和7年度の彦根城世界遺産登録に向けた取組
をはじめとした「彦根の価値を高める・ブランディングにつながる施策」、デ

デジタル技術の積極的な活用による行政事務の効率化と市民の利便性向上に取り組む「DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進」の4項目とする。

これらの重点事項に基づく事業の予算化については、「令和5年度当初予算要求額総括表」にその旨明記すること。

- (2) 「歳入確保対策」については、原油価格・物価高騰の影響を受け、一般行政経費の増加が予想される中、税収の見通しも不透明であることから、できるだけ市民サービスへの影響を回避し、従来水準の行政サービスを維持するためにも、これまで以上に受益者負担の適正化、未収金対策の強化など自主財源の確保に向けた取組を行っていくとともに、市税収入以外の新たな自主財源の確保にも格段の努力をされたい。

特に、企業版ふるさと納税については、全国的に年々寄附実績が増加しており、他自治体では実施していない本市独自の事業については寄附を募りやすいことから、これに該当する事業については、積極的に活用すること。また、クラウドファンディングについても、新たな歳入確保策として、庁内外で実施されている事例を参考に、検討されたい。併せて、ネーミングライツについては、今後、働き方・業務改革推進課で「ネーミングライツ導入に向けた可能性調査」の実施を予定しており、その調査により可能性がある判断された施設については、導入していくこととなり、見積り時に要求がなくとも、内示の際に対象とすることも考えられるため、留意すること。

- (3) 必ず全ての事業について類似事業の重複がないか確認を行うとともに、事業の統合や隔年実施を検討すること。また、所期の目的を達成している事業や効果の低下が見られる事業については、原則、廃止・延伸・縮小等を行うこと。
- (4) 既存の事業については、令和4年(2021年)6月8日付け働第16号『「事務事業見直しの指針」を参考とした事務事業の見直しについて』の通知に基づき、見直しを検討し、その結果については、令和4年(2022年)9月2日付け働第35号『「事務事業見直しの指針」を参考とした事務事業の見直しの検討結果について』にて報告を求めているところであるが、限られた職員数であることを改めて認識し、予算要求に当たっては、指針を参考とした事務事業

の見直しを改めて実施すること。

その上で、事業を継続することとした場合も、現在、全庁的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していることを踏まえ、現状の業務手順等は無駄がないか確認しつつ、RPAやAI-OCRなどのICT技術を活用した業務改善にさらに積極的に取り組むこと。

なお、こうしたICT技術の導入に当たっては、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法による業務フローの見直しを必要とするため、DX推進室および働き方・業務改革推進課と情報共有し、連携すること。

また、令和4年(2022年)8月23日付けDX第8号および働第27号で通知している「令和5年度に向けたDXの取組目標の設定について」において、各部局から提出され、精査された改革案に係る予算については、適正な額を見積もること。

- (5) 業務見直しの推進については、滋賀県の予算編成方針においても「業務量が過大と感じる職員が継続的にみられる現状も踏まえ、とりわけ所属長の責任とリーダーシップにより、人員体制や予算のスタミナチェックを行いながら、常に業務のスクラップ&ビルドを意識し、全庁で実行することが大切」と示されていることから、本市もこれに倣い、各所属において、今やるべき仕事を見極め、継続する業務については効率化を図ること。
- (6) 基礎自治体への権限委譲が進んでいることから、市民、事業者および行政の役割分担の見直しを積極的に推進すると同時に費用負担を検討し、事業の抜本的な見直しによるスリム化に努めること。
- (7) 事業の選択に当たっては、その優先度・緊急度を見極めながら、中・長期的な視点に立って、事業の目的と効果を勘案し見積もること。
- (8) 言うまでもないが、これまで市議会で答弁した内容や決算特別委員会等における多額の不用額が発生したことへの指摘等を反映した予算見積りとする

2 歳入に関する事項

全般事項

過度な見積りは歳入欠陥が生じる理由となり、年度途中での事業執行の停止等を生じかねないため、情報収集および分析を行った上で、適正に見積もること。

(1) 市 税

市税については、コロナ禍における社会経済情勢や決算状況の推移等を十分考慮するとともに税制改正等の動向を注視して、適切な年間収入見込額を見積もること。

なお、引き続き適正な税収の確保を図るため、潜在している課税客体の完全捕捉に努め、収納率の向上、滞納の一掃に特段の配慮をすること。

(2) 地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等

総務省が公表した「令和5年度地方財政収支の仮試算」において、これらの収入については、前年度と比較して大幅に変動している項目があるが、今後の経済状況に大きく左右される譲与税、交付金等があるため、常に最新の情報を収集することに努め、適正な収入見込額を見積もること。

(3) 国・県支出金

国・県支出金については、どの時点で詳細な情報が公表されるか不確定なため、国・県の予算編成の動向に常に留意し、補助制度の積極的な活用を図るとともに、それぞれの交付基準に基づき、補助率、補助単価および補助事業量等を的確に把握し、適正額を見積もること。

また、新たな補助制度の創設も考えられることから、その動向を十分注視し、事前の情報収集に努め、機を逸することがないよう的確に見積もりを行うほか、情報に変更が生じた場合は、財政担当と速やかに情報共有を行い、迅速に対応すること。

なお、国・県支出金に係る制度が廃止・縮減された場合は、市の制度も廃止・縮減することを原則とする。

(4) 分担金および負担金

分担金および負担金については、現下の財政状況に鑑み、事業の性格に応じ、現在の負担の額に再検討を加えて、負担の公平性、受益の程度、負

担能力等を考慮し、適正な額を見積もること。なお、条例改正については、当初予算と同時に議会へ提案すること。

(5) 使用料および手数料

使用料および手数料については、現下の財政状況に鑑み、受益者負担の原則により費用に見合う適正な額を見積もること。さらに、受益者負担の適正化の観点から低所得者等の社会的弱者に対する配慮以外の減免規定が設けられているものについては、積極的な見直しを行うこと。また、収納率の向上、滞納の一掃に特段の配慮をすること。なお、条例改正については、当初予算と同時に議会へ提案すること。

(6) 財産収入

財産売却収入については、財産および物品等の現況を的確に把握し、処分等が見込まれるものについては、適正な収入額を見積もること。特に未利用となっている財産のうち、今後の活用見込みがないものについては、積極的に処分等を進めていくこと。また、財産貸付収入については現行貸付料の基準設定後の経緯に応じ検討を加え、現状に即した適正な額を見積もること。

(7) 市債

市債については、地方債計画および協議方針に基づき、適債事業に対し適正な充当可能額を見積もること。ただし、過去の大型事業の実施に伴い、すでに多額の市債を発行していることから、過度な市債発行は避けること。また、起債を充当する事務費についても、必要最小限とすること。

(8) その他

その他の収入については、それぞれ従来の実績を精査し、新しい税財源の導入や自主財源の確保について検討すること。

特に、企業版ふるさと納税やネーミングライツについては、庁内外で実施されている事例もあることから、予算見積りに当たっては、「彦根市企業版ふるさと納税のガイドライン」および「彦根市ネーミングライツ導入ガイドライン」を参考に積極的に検討するとともに、働き方・業務改革推進課と情報共有すること。

さらに、新たな広告料収入など「財源は自ら稼ぐ」という発想のもと、

創意と工夫を持って検討すること。

その他、歳入全般にわたり滞納の一扫を図るため、未収金対策の強化と関係法令に基づいた適切な処理を行うこと。なお、各号を通じ、今後における見通し等を的確に把握し見積もるほか、過大見積りを避け、不良財源を計上しないこと。

3 歳出に関する事項

全般事項

コロナ禍から徐々に平常時に戻りつつある社会経済活動を後押しすることが必要である一方で、中長期的に悪化する財政状況に鑑み、取りやめまたは縮小等している事業については、安易に元に戻さず、事業の必要性、効果を十分検証した上で、適正に見積もること。

また、所期の目的を達成している事業や効果の低下が見られる事業については、原則、廃止、延伸、縮小等を行うこと。

(1) 人件費

住民ニーズや行政課題は多様化・複雑化しているところであるが、職員定数管理上、人的資源には限りがあることから、令和5年度予算では、事務事業見直しの検討結果に基づく業務の効率化により超過勤務の削減に取り組むとともに、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連事業を除き、現在の職員配置人員以内で見積もること。

また、会計年度任用職員については、事業量に応じた真に必要な人員を要求することとし、特に、各事業の見直しを行った結果、事業の縮小を行う場合は、当該事業に従事する会計年度任用職員等についても、その事業の規模に応じた人員や勤務形態に見直しを行うこと。

なお、会計年度任用職員経費に係る要求に当たっては、別添資料7を参照すること。

(2) 投資的経費

補助事業については、国、県の動向に十分留意し、投資効果を十分勘案の上、見積もること。特に市債の発行を必要とする投資的事業については、事業の緊急性、投資効果、後年度負担を検証し、総合的に実施を判断する

こと。また、起債を充当する事務費について、漫然と上限額を計上するのではなく、必要最小限を見積もること。

(3) 防災対策関連経費

防災対策関連経費については、現行の彦根市地域防災計画や地震防災緊急事業5箇年計画に基づく事業推進を図る場合は、事前に危機管理課と協議の上、提出すること。

(4) 負担金、補助及び交付金

ア 補助金・交付金

補助金・交付金については、漫然と予算要求することなく、その必要性、公平性、妥当性の評価し、見直しを検討すること。

また、必ず補助対象経費、補助率等を明確にした補助金の交付要綱(案)を作成するとともに、見直し結果等を記載した補助金予算要求調書を見積書に添付するほか、次の各号によることとする。

- (ア) 特に法令に基づかない諸団体への補助金等については、交付団体の活動状況やその成果、補助金の目的の達成度合等について十分検討を重ね、団体自体の財源収支の不足額を安易に市補助金に求めるような見積りは厳に避けること。
- (イ) 補助効果が出ていないものは、廃止すること。
- (ウ) 補助効果が把握しにくいものは、廃止、縮小の検討をすること。
- (エ) 現行の補助率が1/2を超えているものは、原則1/2以内の補助率まで下げ、補助基本額、補助限度額は現行を超えないこと。
- (オ) 例規の改正が伴うことを失念しないこと。

イ 各種協議会等負担金

負担金予算要求調書を見積書に添付すること。また、各種協議会等の負担金の増額および新規加入については、認めない方針であるほか、次の各号によることとする。

- (ア) 経費節減のため任意の協議会等への新規加入は行わない。
- (イ) 本市が補助金を支出している協議会（本市が事務局を担当している協議会等を含む。）において、その団体の繰越金（令和3年度決算ペー

ス)が“構成員の年間負担額×構成員数＝年会費総額”の2倍を超えている場合は、令和5年度の予算要求は行わないことを原則として、これにより難しい場合は繰越金の額に応じて令和5年度の負担金を令和4年度の額より減額するよう事務局と調整する等の工夫をした上で見積もること。

(ウ) 全ての協議会等について、継続加入するのか脱退するのかの加入の見直しを行うこと。また、継続加入する場合においても、減額の可能性が無いかの検討を行うほか、増額を求められるものは、その負担割合方法が妥当であることを立証できる資料を添付すること。

(5) 事業委託経費

事務事業の性格から、委託方式を実施しているものについても、漫然と継続することなく、委託内容（仕様書）について再検討を行うとともに、新たに委託方式を計画する場合にあってもその内容を十分精査し、真に経済的効果があるかどうかを検討するとともに、漫然と一者随契によるのではなく、その費用が適正かどうかの検討を行うこと。さらに、従来直営していた業務であっても、改めて市が実施することの必要性、コスト比較や費用対効果の分析を行い、官民の役割分担を明確にし、民間の経営資源を活用する方が効果的なものについては、働き方・業務改革の観点からも積極的に委託化へシフトし、本市の負担軽減を図ること。

特に、公の施設についてはサウンディング型市場調査（民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査）の手法を積極的に活用し、施設の在り方から検討し、その結果により指定管理者制度の導入を実施するなど、より効率的・効果的な運営手法を検討すること。

(6) 年間業務量の把握

真に実施可能な年間事業量を把握し、翌年度への繰越しが発生しない規模で見積もるとともに、決算において不用額が生じている事業については、その内容を把握し十分検討の上、適正な額を見積もること。

(7) その他

地方分権に関し、県から委譲される事務のうち予算措置が必要なものに

については遺漏のないよう、十分注意の上見積もること。

また、部局間で横断的に取り組むべき事業については、必ず協議調整の上見積もり、調整結果をヒアリング時に説明のこと。

歳出削減については、令和3年度に働き方・業務改革推進課において「市が発行する発行物等への広告導入可能性調査」を実施しており、その結果から、令和4年度において、健康推進課で作成する「休日急病診療所年末年始の診療の案内」を民間企業の広告を導入することにより財政負担なく作成しているところであり、このような取組を参考に、これまで市で支出してきた事務経費の一部を担ってもらうなど歳出削減について、工夫を凝らすこと。

4 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計の予算編成に準じ、それぞれ会計の設置目的を十分考慮して年間必要額を見積もること。また、一般会計からの繰出金については、繰出基準に基づき適正額を見積もること。

5 企業会計に関する事項

企業会計については、公共性の確保と経済性の発揮を前提に独立採算制を執る会計であることから、長期的展望に立って経営収支を分析検討し、事業計画に当たっては慎重を期し、健全経営の確立を目途として、年間所要額を見積もること。

また、原則、一般会計からの繰出金については、地方公営企業会計繰出基準（総務副大臣通知）に定められた経費以外については、認めないことから留意すること。さらに、一層の業務効率化に努め、「中期経営計画」に基づく取組を着実に実行するなど健全経営を行うこと。

6 その他の事項

予算編成事務の細部について

別途「令和5年度予算編成留意事項」によること。